

10 情報公開・説明責任

[現状の説明] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

(情報公開・説明責任)

10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか(「学教法施規」第172条の2)。

1 情報公開の媒体・方法について

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、以下の媒体・方法により実施している。

(1) 法科大学院案内等

法科大学院案内は毎年度新規に編集して発行しており、法科大学院入学希望者を中心に配布している。また、求めがあれば広く社会に配布できる体制を入試センターにおいて整えている。さらに、デジタルパンフレットとしてWEB上から閲覧することもできる。

また、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告するリーフレット(添付資料4「いまの世の中は多様な弁護士を求めている」)を作成し、現代の法曹のあり得べき姿とそれを実現するための本学法務研究科のあり方を説明している。

(2) 法科大学院の独自のWEBサイト

神奈川大学の公式ホームページからリンクを張る形で、法科大学院の独自のWEBサイトを開設し(添付資料10「法科大学院ホームページ」)、社会に本学法務研究科に関する情報を提供する体制を整えている。

(3) 個別説明会

主として本学法務研究科に進学を希望する者を対象として、本学法科大学院内における個別説明会を開催している。例年、神奈川大学内における法律系のシンポジウム開催時及び適性試験の当日に、法務研究科の専用棟において実施している。

さらに、新聞社主催(朝日新聞社・読売新聞社)のいわゆる合同説明会にも積極的に参加し、進学希望者に対する資料配布及び質疑応答によって情報提供を行っている。

(4) トライアルコース

神奈川大学大学院の全体的取り組みとして、大学院の授業を模擬的に実施する「トライアルコース」が開かれており、法務研究科も、現代における法曹の役割をテーマとして、2011年度から参加している。

2 情報公開の範囲について

上記の媒体・方法により、(a)法科大学院の設置趣旨(「地域に根ざした法曹」「地域との相対性において国際化に対応できる法曹」「地域行政に通じた法曹」)、(b)カリキュラムと講義内容(教育課程表、シラバス及び履修モデル)、(c)教員の専門領域業績及び担当授業科目、(d)サポートと施設・設備、(e)入学試験関係・就学支援の概要(問い合わせが多い項目についてはWEBサイト上においてQ&A形式での情報提供もしている。)、(f)公開の講演会・シンポジウムの開催情報、(g)法律相談(リーガルクリニック)の実施情報、をそれぞれ提供している。

なお、大学全体として公開する情報の範囲については、「学校法人神奈川大学情報公開規程」を制定した(2013年2月7日施行)。

3 リーガルクリニックの実施に関する広報について

さらに、リーガルクリニックの実施については、地域社会にその概要を広報する特別な措置を執っている。すなわち、法科大学院棟入り口付近に「無料法律相談」の看板を設置し、また随時新聞広告等のメディアを通じて市民に情報提供をしている。相談に訪れる市民のほとんどは、これらの媒体により本学法務研究科の活動を知ったとのことである。

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制については、神奈川大学広報課を窓口とし、同課職員と本学法務研究科の広報担当教員が協同して広報・情報公開を行っている。

一方で、神奈川大学には大学全体を対象とする「学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程」が存在し、在学生等の個人情報に関しては同規程によって外部への公開を制限している。

現在、2009年度に受審した大学(認証)評価において、「貴大学のさまざまな情報に関する

公開請求に対応できる制度が整備されていないため、改善が求められる」との助言を受けたことを踏まえ、10-1に記載の「学校法人神奈川大学情報公開規程」を制定したものの、情報公開請求への全学的な対応については引き続き慎重に検討している。

10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。

現在実施している情報公開の説明責任の充足度については、他の法科大学院の法科大学院案内及びホームページを逐次参考にしつつ情報公開の拡充に現に努めており、おおむね社会的要求を満たす水準となっているものと考えている。

(特色ある取組み)

10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。

本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する独立したリーフレットを作成することとし、その活躍の内容を具体的に開示することにより、本学法務研究科が指向する現代の法曹のあるべき姿を外部に説明できるようにした。これは一回限りのプロジェクトではなく、引き続き実施するものである。

特に、2012年度に作成したリーフレットは、法学部以外の学部出身者の活躍を前面に打ち出すものとしており、いわゆる他学部出身者が法科大学院において法曹を目指す意義が明らかとなっているという点が特徴的である。

[点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

法科大学院のホームページについては、外部業者に管理を委ねることなく法科大学院内の担当者が管理しているため、法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開について修正・拡充を求められた場合でもほとんどコストをかけることなく短時間で対応できる点で、学内外からの要請による情報公開のための体制としては優れていると考えている。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備については、やはり具体的な規程が存在していることが望ましいと思われる。

現在実施している情報公開については、これまで外部から特段の情報公開の請求・拡充の要求を受けたことはなく、おおむね社会的要求に沿った情報を公開できているものと思われる。ただし、WEBサイトによる情報提供が陳腐化しつつあるとの指摘も学内から受けており、対応の必要性を感じている。

法科大学院の情報公開に関する特色ある取組みについて、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」は、法科大学院での学修が法曹としての活動にどのように反映されるかを物語るものとなっており、学生ないし法科大学院入学予定者に、本学法務研究科が志向する法曹像を具体的に示すことができる点で特に優れている。

[将来への取組み・まとめ] (「評価の視点」10-1 から 10-4)

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する適切な情報公開については、法務研究科を卒業した司法試験合格者が法曹としてどのように活動しているのかという点に焦点を合わせた情報の拡充などが求められていると認識している。この点については、2011年度に本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」を作成したが、この取り組みを今後も継続したい。

また、リーガルクリニックの実施は本学法務研究科が社会に果たす重要な任務の一つと認識しており、今後も法律相談を必要とする市民に対して本学法務研究科の活動をさらに広く周知していく。

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備については、「学校法人神奈川大学情報公開規程」が制定されたことを踏まえて、法務研究科独自の情報公開基準の可否について検討に着手することとしたい。

目下、WEBサイトの一新を計画しており、少なくとも2013年度内にはより明確かつ具体的な情報公開を旨とするWEBサイトを構築する方針である。

法科大学院の情報公開に関する特色ある取組みについて、本学法務研究科出身の弁護士の活動を報告する「リーフレット」については、今後も引き続き作成し、配布範囲を近隣大学の進

路指導部署等にも広げる方向で検討する。